

# 登記事項変更の届出のご案内

宗教法人のみなさまが代表役員の変更等の登記を行った場合は、県に届け出ていただく必要があります（宗教法人法第9条）。



**こんなときは登記を行った後、届出をお願いします！**

□ 代表役員を変更した

□ 代務者を選任（変更）した

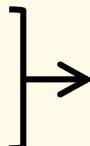
□ 事務所の場所を変更した

□ 収益事業を開始した

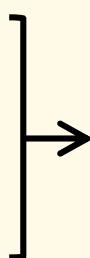
□ その他の登記事項を変更した

変更登記に関しては、

[大津地方法務局\(TEL 077-522-4671\)](#)  
までお問い合わせください。



代表役員変更（重任）登記完了届  
(様式9)



変更登記完了届  
(様式9-1または※9-2)  
※基本財産の総額変更の場合

規則変更と県への認証申請も  
お願いします！

## 提出書類

・届出様式(郵送の場合)

しがネット受付サービスを利用する場合、様式の提出は不要です。また、届出の方法を問わず、登記事項証明書（原本）の添付が不要になりました。

## 提出先

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県総務課 宗教法人担当 宛

※郵送または、しがネット受付サービスを利用して下さい。郵送の場合、郵便料金はご負担をお願いします。

滋賀県総務課公益法人・宗教法人係

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

TEL 077-528-3145 E-mail [ba0007@pref.shiga.lg.jp](mailto:ba0007@pref.shiga.lg.jp)